

## 総務産業委員会会議録

### 1. 開催年月日

令和5年12月13日 開会 9時59分 閉会 12時05分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 荒 木 謙 二 | 三 宅 孝 之 | 多 賀 信 祥 | 山 下 憲 雄 |
| 細 羽 敏 彦 | 三 宅 文 雄 | 上 野 安 是 | 西 田 久 志 |
| 宮 地 俊 則 |         |         |         |

### 4. 欠席委員名

な し

### 5. その他の会議出席者

(1) 副議長 西 村 慎次郎

(2) 説明員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 副 市 長     | 猪 原 慎太郎 | 総合政策部長    | 安 東 慎 吾 |
| 総 務 部 長   | 藤 原 雅 彦 | 建設経済部長    | 岡 本 健 治 |
| 水 道 部 長   | 一 安 直 人 | 建設経済部参与   | 田 中 大 三 |
| 総合政策部次長   | 岩 本 展 到 | 総 務 部 次 長 | 西 村 直 樹 |
| 水 道 部 次 長 | 曾 根 剛   | 総 務 部 参 与 | 岡 崎 祐 一 |
| 会 計 管 理 者 | 高 木 正 文 | 監査委員事務局長  | 谷 本 充 浩 |
| 企画振興課長    | 片 山 直 紀 | 危機管理課長    | 金 政 吉 伸 |
| 税 務 課 長   | 大 山 次 郎 | 観光交流課長    | 藤 岡 健 二 |
| 建 設 課 長   | 池 田 泰 之 | 農 林 課 長   | 中 山 浩 一 |
| 都市施設課長    | 田 口 政 之 | 芳井振興課長    | 梶 井 克 也 |
| 美星振興課長    | 藤 井 義 信 | 下 水 道 課 長 | 馬 越 敏 晴 |
| 総 務 課 参 事 | 西 本 晴 雄 | 税 務 課 参 事 | 田 中 稔   |
| 商 工 課 参 事 | 亀 田 博 行 | 企画振興課長補佐  | 岡 田 千 稔 |
| 上水道課長補佐   | 柳 本 兼 志 | 建設課管理係長   | 妹 尾 洋 典 |

(3) 事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 和 田 広 志 | 事 務 局 次 長 | 成 智 千 恵 |
| 主 任     | 塩 出 英 也 |           |         |

## 6. 傍聴者

- (1) 議 員            沖久教人、柳原英子、惣台己吉、坊野公治、佐藤 豊
- (2) 一 般            3 名
- (3) 報 道            1 名 (中国新聞)

## 7. 発言の概要

**委員長（荒木謙二君）**        皆さん、おはようございます。

ただいまから総務産業委員会を開会いたします。

**副市長（猪原慎太郎君）**    皆さん、おはようございます。

12月も中旬を迎えております。それこそもう残りあと僅かとなってまいりました。今年の冬は暖冬と言われておりますけれども、日に日に寒くなってくるだろうと思っておりますし、週間天気予報によりますと、この週末、日曜日あたりから急激に冷え込むといった予報が出されております。温度差が大変激しいということもありますので、くれぐれもお体をご自愛いただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症でございますが、この夏、8月あたりは猛威を振るっておったんですけれども、ここへ来て大分落ち着いてきたようであります。反面、インフルエンザのほうは今猛威を振るっておりまして、岡山県でも警報が出されておりますけれども、11月の1か月間の感染者状況は、新型コロナウイルス感染症が136人に対しましてインフルエンザは915人ということであります。12月に入りましてまたペースが上がっておりまして、このままで行くとインフルエンザは12月の1か月で1,000人を超える、そんなペースとなっております。また、落ち着いたと言っております新型コロナウイルス感染症も、ここへ来て増加傾向に転じておりますので、この冬は新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ両方に注意をしていかなければいけないなと思っておりますけれども、ただもう本当に基本的な感染防止対策の徹底しかないと思っております。皆さん、しっかり予防していただきたいと思っております。

今日は、2点ほどPRといたしますが、お願いがありますが、まず1点目ですけど、井原市の職員採用募集のことなんですが、ここ何年も考えておりますが、なかなか計画どおりの採用ができていないのでありますけれども、今年もまだ不足をしておりますので、皆さんご存じのとおり、本年度3回目の職員募集をしております。ただ、もう締切りが明日でありますのでもう時間はないんですけども、事務職、それから土木技術職を募集しております。事務職につきましては、年齢は30歳以下ということになっています。土木技術職につきましては、30歳以下と、あと経験者枠というのを設けておりまして、経験者枠の場合は40歳以下という形になっております。もしお近くに該当される方がいらっしゃったらお声がけをい

ただければありがたいなと思っておりますが、ただ締切りは明日でございます。よろしくお願いいたします。

それから、もう一点なんですが、四季が丘団地の住宅用地でございます。去年の夏あたりに1区画売れて、残り3区画というところになっておりまして、その後びたっと止まってしまったんですけれども、実は先般1区画売れまして、ついに残りあともう2区画しかありません。皆さん、いかがでしょうか。それこそ土地を求めておられる方、ご存じの方がいらっしゃいましたらぜひ紹介をしていただきたいと思います。住宅団地は残り少なくなればなるほど売れにくくなると一般的に言われています。原因は、何かこの土地に問題があるんじゃないんだろうかという、そういった疑いの目を向けられるということなんです、この2区画は絶対何もそんな欠陥はありませんので、紹介していただきたいと思いますし、紹介をしていただいた方と契約が成立しましたら、紹介していただいた方に20万円を進呈するという制度もございますので、ぜひあと2つです、よろしくお願いいたしますと思います。

そういった中、本日は総務産業委員会を開催いただきました。皆様方にはご多用の中お繰り合わせご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

この委員会に付託されておりますのは、請願が1件、条例案件が5件、それから事件案件が1件、所管事務調査が2件ということでございます。皆様方には慎重にご審議をいただきたいと思います。なお、会議システムに本定例会報告事項を登録しております。後ほどお目通しいただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### 〈議長あいさつ〉

〈請願第2号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願について〉

委員長（荒木謙二君） 紹介議員の説明を求めます。

委員（宮地俊則君） 皆さん、おはようございます。

紹介議員としての論述を行います。

請願内容につきましては、請願書のとおりであります。

私が紹介議員をお引き受けした理由を申し上げます。

冤罪というものはあつてはならないことは言うまでもありませんが、個々の事件案件について我々は冤罪かどうかの判断をすることはできません。しかし、このたびの請願は、請願書下段の請願文を見ていただくと、次のようなことを求めています。

まず、記の1ですが、これは裁判において検察側が都合のよい証拠のみを提出し、弁護側の請求には拒否する事例が数多くあり、裁判所の命令なくしては提出されない証拠があるのは事実であります。お分かりでしょうが、捜査で集められた証拠を持っているのは検察側のみであります。これを全ての証拠を提出し、公正な裁判をするようにしようとの法制度の改定を求めているものであります。これにより、冤罪の多くは防ぐことができるものと思われまます。

次に、請願文の記2につきましては、袴田事件を例に申しますと1980年の死刑判決確定後、2回にわたる再審請求、これは審査に疑いがあるのもう一度審査をお願いしますというものでありますが、この請求によりようやく2014年に再審が開始され、釈放されました。しかし、検察は抗告し、2018年、高等裁判所は再審を取り消しました。さらに、2年後、最高裁は高裁決定を取り消し、差し戻すということになりました。

ご承知のように、今年3月、高等裁判所は再審の開始をようやく決定いたしました。検察はなぜ再審を避けようとするのか。再審が決定した者は、結果はともあれ、堂々と再審を受け入れるべきであり、審査しないようにと検察側が言うのは理解できません。また、このように裁判をいたずらに長々と引き延ばすことは決してよいことではなく、法制度の不備であり、是正すべきものと思います。

それから、この改正につきましては、A3の資料を見ていただいても分かりますように、与・野党を超えて多くの国会議員も賛同をいたしております。

以上のことから、私は本請願趣旨に賛同し、紹介議員として採択していただきますようお願いするものであります。

以上で私の論述を終わります。

〈なし〉

**委員長（荒木謙二君）** 紹介議員に対する質疑を終了いたします。宮地議員、ありがとうございました。

〈休憩中、総務産業委員会協議会を開催〉

**委員長（荒木謙二君）** それでは、この請願について皆様から採択、不採択等のご意見を求めます。

**委員（多賀信祥君）** 意見書提出を求める請願対して反対と思っています。

というのも、もちろん冤罪被害者を救う唯一の方法が再審請求ということで、結果無罪が確定した事例についても承知をしているところですが、この請願に関しては専門家が協議を重ねられていながらなかなか結論が出ない本当に難しい問題と思っています。それに対して我々地方議会議員がにわか知識でそれを判断するというのは非常に難しいと思いますので、意見書提出には反対させていただきたいと思います。

**副委員長（三宅孝之君）** 先ほど●●様からのお話もありましたけども、人権的に冤罪というのは、犯罪をしてなくて犯罪者として裁判が起こってしまうっていうところ辺はかなり考えられるべきところだと思います。それをなくすための刑事訴訟の改正問題だと思っています。その再審の部分の規定が昔からある部分で、先ほど証拠って言われていましたけども、証拠というのは確実な証拠じゃないと出せないというようなところが再審法の中にあって、なかなかその証拠というものが検察官から出されないというところもある中で、このあたりの改正というふうなもの、私は賛成というふうに思っています。まだまだ問題があると思いますので、専門家の方にしっかり、本当にこの訴訟法が改正されるべきものなのか、改正に当たらないのかという判断も含めて、これから議論してほしいなと思うことで、私は採択というふうに思っています。

**委員（宮地俊則君）** 先ほど不採択の意見を言われた委員さんもいらっしゃいますけども、法律の専門家のほうで協議しているので、一市議会ではというようなお話でありましたが、これは恐らく昭和56年の議会での申合せ事項、国政レベルの問題で、直接市政に影響を及ぼさないような請願は自粛しましょうという申合せ事項を論拠で言われているんだと思いますけれども、しかしながらここで言う問題とは、外交や防衛といった一地方議会では判断が難しい事案を指しているものでありまして、今回のものは違うと思います。

このたびの請願は、冤罪を生まないために、より公正公平な裁判が行われるような制度に改定しましょうよというものがまず1点。それから、再審が決定しても控訴による取消し、この繰り返しで何十年という長きにわたる裁判に翻弄されている人がいるという現実を踏まえて、こういう状況は決して好ましいものではなく、改善していかないと駄目でしょうというもの、この2点であります。

それから、ここで言われておりますこの刑事訴訟法というものは、市民生活に関係がないというものでは決してなくて、国民皆さん全てに関わるもので、本市ではこうした事案に該当された方はこれまでのところないかもしれませんが、いつ自分がそういう状況に巻き込まれるかも分かりません。決して市民生活に関係ないものとは言えるものではありませんし、一地方議会が判断できないものではないと思います。

したがって、こういう声を国に上げることは、決して議会として不合理なものではないと

私は思っております。

以上のことから、本請願は採択すべきものと考えます。

**委員（多賀信祥君）** 委員長、すいません。補足させていただきます。

私が先ほど発言した内容を補足させていただきますと、法改正による弊害というのが我々想像できない中で、こういう決定を無責任にすることは難しいんじゃないかという意味です。申合せは関係ございません。

**委員（宮地俊則君）** 分かりました。

**委員（西田久志君）** 不採択の立場で話をさせていただきます。

それぞれの検察、警察及び弁護士等の方々が法を遵守しながら粛々に行っている事例であります。そういった中で、私たちがそういう意見を述べるというのは尚早だと思っておりますので、私は不採択ということを考えております。

〈なし〉

〈採決 不採択〉

〈議案第61号 井原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について〉

**委員（山下憲雄君）** 話が大きく変わって頭の整理ができないんですけれども、この間も本会議でお聞きさせていただきましたけれども、なかなか理解し難い文面ではありますが、とにかく内容は、人事院勧告があって、本市においてもこの給与に関する条例を改正して、17条が期末手当、18条が勤勉手当ということになろうかと思えます。これを改正することによって、幾らか賞与が増額するというような内容かと思うんですけれども、このいわゆる勤勉手当についてどういうものなのかご説明を具体的にお願いします。

**総務部次長（西村直樹君）** 勤勉手当につきましては、人事評価を実施しております。その人事評価に基づいて、業績でありましたり、能力でありましたり、そういったことの評価を行った上での支給というようなことで、そういったことの基準に基づいて支給しているものでございます。

**委員（山下憲雄君）** 勤勉手当はそういうものであるということで、よく頑張った人には標準より多く、そうじゃない人には減額するといったようなことになろうかというふうに思えます。よって、本来各職員の方々のやる気を上げていくような制度かと思って大変いいことだと思いますが、この一応人件費予算というものは歳出予算の中で決められておるわけで

すけれども、この表を見る限り勤勉手当がここの中にどれぐらい入っているかというようなことは推測できないんですけれども、いわゆる評価した結果減算する人もおれば加算される人もおるといったようなことでありますが、それは差引きゼロという関係の中で、この勤勉手当の原資というのは決まるものなののでしょうか。

総務部次長（西村直樹君） 失礼いたしました。先ほどの説明に補足としまして、予算の範囲内というようにございます、委員がおっしゃられたとおり、増額する者もおりますし、減額する者も中にはおりますが、予算の範囲内での支給というようになっています。

委員（山下憲雄君） よって、その減額された人の足し算が加算される人の総額になるという考え方ですね、予算の範囲ということは。

総務部次長（西村直樹君） はい、そのとおりでございます。原資としましては、そういったことになります。

委員（山下憲雄君） 結構です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第62号 井原市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 6 3 号 井原市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 6 4 号 井原鉄道株式会社が所有し、又は使用する固定資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について〉

委員（多賀信祥君） 先ほどの高架下の土地の件、説明いただいて理解はしたところなんですけど、他の同じような経緯で設置をされた鉄道についても同様のケースがあるんでしょうか。例えば固定資産税を免除されているところを賃貸しをしているところは、他市の例といますか、他事業者の例というか、そういうところは把握されていますか。

税務課長（大山次郎君） 本市同様に、第三セクターで鉄道経営を行っていて、固定資産税の課税免除というふうに対策を取られているところとして私が把握しているのは、富山県高岡市と射水市に走っております万葉線株式会社というところがございます。こちらの第三セクターで本市同様に行っておるところで、同じく固定資産税の課税免除を行っておられるんですが、申し訳ございません、今ご質問にあったそういった貸付けの取扱いについてまでは調査ができておりませんので、分かりません。

委員（多賀信祥君） 本市の考え方を聞けたので、結構です。

委員（宮地俊則君） この議案第 6 4 号そのものにつきまして、どこか——井原市だけじゃありませんので、井原鉄道株式会社は——他沿線自治体と連携するというご説明があったかと思うんですが、これ足並みはそろっているんでしょうか、この案件につきまして。よその他の自治体も可決されたのか、あるいはもうされそうなのか、そこらあたりをお聞かせ願えますか。

税務課長（大山次郎君） この案件でございますが、課税免除ということになりますと、関係市町としましては倉敷市、総社市、矢掛町、福山市が対象となりますが、全ての対象に

ついて同じく課税免除なり、減免という措置を取られるということで足並みはそろえるということで聞いております。

本市と同様に課税免除ということで条例案件で定めておられますのは、倉敷市、総社市、矢掛町ということになりますが、こちら２市１町につきましても今１２月定例会において上程するというふうにお聞きしております。福山市につきましては、減免ということなので、要綱というものを定めておられますが、これも本年度中には改正をされるというふうに伺っております。

委員（宮地俊則君）      分かりました。結構です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第６６号 井原市美星地区畑地かんがい施設条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第７０号 井原市星の郷観光センターの指定管理者の指定について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（荒木謙二君） 以上で議案等の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（荒木謙二君） 本日の所管事務調査事項はシティプロモーション事業について、本市における法令遵守の取組についてであります。

このほかに、不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言願います。

〈なし〉

〈シティプロモーション事業について〉

委員（多賀信祥君） 今後の展開についてと、今の井原市キャンペーンということで井原市キャンペーンというのは非常に私自身も盛り上がっているなという肌感覚はあります。ただ、その盛り上がっているのを読み解くと、全体の大部分の割合が市内の方というイメージを持っています。それは非常に大事なことなんですけど、来年度以降やっていく中で、市外へ発信するには、例えば遠方に住まわれていて井原に井を食べに行こうは、なかなかイメージが湧かず、行政視察した中で言うと、各務原市さんで言うとキムチということで発信をされておりますけど、そのキムチを市外に発信する、それに向けて観光客が来てキムチメニューを食べるというストーリーなんですけど、井物で言うと今後の展開がなかなか内向きのほうのイメージが強いんですけど、その辺は何か考えられていますか、外向きの発信というのは。

もうちょっとかみ砕いて言うと、津山市さんのホルモンうどんとかというのとはちょっと

イメージが違うのかなと思っています。だから、市の名物が何かというのよりも、市で盛り上がっているのは井ですよというイメージなんですけど、いかがでしょうか。

**総合政策部長（安東慎吾君）**      ご質問ありがとうございます。

井原市キャンペーンにつきまして、実はそれぞれの店舗側からのご意見も、アンケートで途中経過ということでいただいております。その中では、実は市外から——近隣が中心ですけども——お越しになられて、このキャンペーンを聞いてこられたという実際のお声も何件か拝見をしております、少し市外の方にも普及しているのかなというのが実態として一つ。

それからもう一つは、先般民放の関係でアクセスランキングというのがありまして、その中で様々な、この時期ですのでイルミネーションの関係とかいろんなSNSへのアクセスとか、つぶやきのランキングということでありまして、実は井原市が1番だったというようなこともありまして、県内ではある程度そういった井原市キャンペーンを井原市でやっているということが少し浸透しつつあるのかなというのは感じているところでございます。これをどう誘客、集客に結びつけるかというのは一つ課題だと思いますけれども。さらに、ご指摘のように、県外はどうかということになりますと、なかなかそのあたりのアプローチというのはこれからということで、様々な例えば井原市の県外での活動であったりとかという場面も含めて、あるいは先ほどのSNSの情報発信も含めてより強化して、タイムリーに情報発信をしていきたいというふうに考えてございます。

**委員（多賀信祥君）**      そもそもこの事業の計画を立てられた中に、名物をつくるというのは、ひょっとしたら課題が隣になるのかもしれませんが、今後の展開を考えると、視察先で言われたのが、B級グルメに代表して出ていただいて、そこで話題をつくるかというのも手段じゃないかという、外に向けての発信というのを今後研究していただきたいと思います。

**副委員長（三宅孝之君）**      令和2年度から年度ごとの評価を出されてて、情報発信の部分ではかなりできているんじゃないかなというふうに思っています。先ほど部長のほうからもお話しされたように、いろんなところの発信がされて、そういった結果になっているんだなというふうに思っています。

私も一般質問で言わせてもらったんですけども、井というものができて、それから情報発信の基盤ができた、ここからが多分どう取り組むかによってこの事業が上に行くのかそのままたま下に下がっていくのかというところなんだと思います。しっかり基盤ができて、そういったものができたということなので、これから第2弾、第3弾というものが考えられるということだったんですけども、1つ私が思った第2弾、第3弾でちょっと提案させてほしいなと

この前一般質問の後に考えたことがあるんですが、それは考えられて、参考にさせていただければいいんですけども、今井原駅前で得得市ってされています。あそこ、日曜日に借りて、22店舗が集まるような企画があればPRにもなるし、市内の人の醸成になるのかなというふうには思っていますので、ぜひそんな企画も考えていただけたらなというふうに思っています。基盤と物ができて、これからその事業がどんどんどんどん続くようなことを期待しています。質問じゃなかった、ごめんなさい、提案させてもらって、終わりにします。

**委員（西田久志君）** 令和2年、令和3年度、カメラガールがあって、令和4年、5年度はないんですけど、これは何かあって、中止になるのか、それともなかった理由というのは何かありますか。

**企画振興課長（片山直紀君）** 委託業者が代わったというのが一つありますが、これまで行っていた委託事業者が得意な分野としてカメラガールズさんを活用されたと。今お願いしているところは、そういったカメラガールズさんではない別の分野でのそれぞれ得意分野を生かしながら、事業計画、事業実施のお手伝いをいただいているので、そういった関係になります。

**委員（西田久志君）** 悪いイメージがあるんですけど、撮り鉄、敷地内入ってから書類送検とかということもあるんですけど、それは置いて、撮り鉄や写真を撮るということはやっぱり魅力があるのかなということで、鉄道もしかり、井原のいろんなところでの行事であるとか何とかというところが前へ向いていくんじゃないかなと思うんですけど、井原を発信する意味からもいいんじゃないかと思うんですけど、ぜひともそういうことを提案するのは無理なんですか。

**企画振興課長（片山直紀君）** 現在取り組んでいるのが、食を中心とした情報発信であったり、ふるさと納税につながるというようなこともやっておりまして、令和3年度まででしたらそういった写真の発信であったり、「いばら想い」という市民にお配りした写真集のようなもの、そういったものを作ってお配りをしたんですけど、現在行っている事業と関連性があるようであれば、そういったことも提案をしてみたいと思います。

**委員（西田久志君）** 分かりました。

**委員（山下憲雄君）** 我々も関心が深いところなんですけれども、最初始まった頃に、この観光事業の戦略的なことのご説明を受けたことがあります。その中で、今日も出ておりますけれども、キャッチコピーというお話がありますけれども、今何だったかなと思う人がほとんどじゃないかなと思うんです。そのキャッチコピーを、今でも——キャッチコピーというのはまさにキャッチコピーですから——私が記憶しているところでは「はじめまして、いばら」ということだったかと思います。今それを全てのことの中心にそのことが語ら

れているということが、まず筋だと思うんですね、この戦略の中で。そういうことを情報発信の中でも常に、誰も知らんから「はじめまして」だよといったようなところから入っていると思うんです。だから、そういうことからしますと、もう今は井に飛んだりしていますけれども、そこの「はじめまして」のところとどういうふうに関係づけられているかが私たちには見えないので、その考え方があればお聞かせくださいということを一般質問のときに私申し上げたら、議員の人たちも協力のしようがないと、底が見えないから。令和6年まで債務負担行為をして、もうそれを現実に執行しておられるわけですが、それを見せてもらえませんかと言ったら当然協力者やから、皆さんに令和6年度の事業内容についても開示することを検討いたしますというのが安東部長のご回答だったように記憶しております。そこら辺のことを見ますと、今は令和6年度の事業内容についても、あまり今後についてを読む限り、何をなさろうとしているのかが分からない。もう令和5年が終わろうとしているわけです。だから令和6年はこういうことをしようと思っているんだよというのが示されて、僕は当然じゃないかと思うんです。それをお聞きしたいんですが。そこのところ、令和6年度の具体的事業というのは、その契約会社とはどういうふうなお話をされているんですか。

**企画振興課長（片山直紀君）** 事業者と契約をしまして、事業計画書なるものが存在するというお話は以前もさせていただきました。これを皆さんで共有して一緒にやっていこうというお声もありがたいところなんですけど、実は業者のほうとしては手のうちというのを広く同業者方とかに見せていくことに抵抗を感じるというところもあって、大っぴらにはしていないというのが現状ではあります。

その中で、必要があればごらんいただくということは可能だと思いますので、またお立ち寄りのときにはお見せできるようにさせていただきたいというふうに思います。

**委員（山下憲雄君）** 必要があれば見せますよ、言わなきゃ見せませんよといったような——態度と言ったら失礼ですけども——そういうお考えのようですが、基本行政というのは契約されて3年債務負担行為でして、来年の分もその契約になっているわけで、こういうことをしていきますよというのは当然担当部局ではそのことはご存じだろうけども、井原市のどんぶりでもにわかにはぼこぼこ出てくると、あれあれといってどういうことをするのかということで、やっぱりほとんどの人がすごい驚きとともに何をしているんだというふうなことで、よく協力体制というのは我々もできないので思っているんです。それで、最初から、事業者が代わって「はじめまして、いばら」というのはもう捨てたんだよ、このキャッチコピーは、もう全然変わったんだというたら、新たに僕はつくるべきだと思うんです。いや、捨ててないんだというんだったら「はじめまして、いばら」というのはキャッチコピーですから、一番の軸として何かの中で残すべきだと思うんですが。これが市長の話で、市長

の公約の中にインバウンド客をたくさん誘客して、滞在時間を増やして、客を増やして経済効果を高めるといったようなことが我々にも説明がありました。今倉敷にも、福山にもたくさんの外国人がお見えになっている。井原市でも、鉄道を使っていろんなキャンペーンを打っている。だけど、今井原市の中で外国人の姿を見たことがないんです。他の人はあるかも分かりませんが、最初の段階で、いわゆる市長の方針の中にそういうことが発信されたと思っているんです、私たちは。インバウンドの誘客というのを強化していくというお話。それがここにインバウンドのイの字も出てこないというのは、来年度においても、今においても、もう今年の10月、11月はコロナ以前の275万人以上が日本にみんなが来ているというお話をしているのに、なぜこういうことが今後のこと等々についても今日の説明についてもないのか、そこら辺について考えをお聞かせいただきたいです。

**総合政策部長（安東慎吾君）**      ご質問をいただきまして、ご指摘いただきありがとうございます。

1つは、今回のシティプロモーションあるいは井原市のキャンペーンにつきましては、先ほどもおっしゃられたシティプロモーション事業の一環ということでやっておりまして、もう一つはインバウンドあるいは観光客の誘客というところは観光部門ということで、当然タイアップをしながら進めておるところでございますけれども、井原市キャンペーンは先ほど申し上げたシティプロモーションということで、市民の方の愛着と誇りの醸成であったり、郷土愛の醸成であったり、あるいは市外の方には本市の認知度とかイメージの向上といったところを図る事業ということで、当然その中にはいろんな四季折々の風景であったりとか、特産品のご紹介であったりとか、ふるさと納税にも関連してやっているといったところがございます。それをもっと進化させて、より県外からのお客さんあるいはインバウンドの誘致というところは、観光と連携して、先ほどの星空保護区の分でも、私どもはPRはするんですけども、それを活用してどう誘客に結びつけていくか、あるいは旅行会社とどうタイアップしていくかというところは、また観光のほうと強力に踏み込んでいただけるんじゃないかなというふうに、そういう部署によってタイアップをしながら、それぞれ力を発揮していきたいというふうに考えてございます。

**委員（山下憲雄君）**      ありがとうございます。

議論になろうかと思いますのでやめますけれども、観光というものの井原市の観光政策の在り方の中にシティプロモーションというのがあって、そのシティプロモーションは外向けにあるものと、インナー、今、井だったら市内の人たちにまずそういうことを広めていって、それが波及して外にも広がって、やっぱり観光の政策の中にシティプロモーションというのは、いわゆる町をどういうふうにPRしていくかということを手がける手段としてそう

いうことが行われておると思いますので、そこはもう別なんだよというようなことになりま  
すと議論にまた発展していきますからあれですが、我々に井原市の観光戦略がどういうもの  
であるかというのをいずれ示していただけるような機会があれば、令和7年以降にまた中長  
期的な戦略が当然必要だと思いますので、1日で終わる話でもありませんので、そこら辺を  
また今後お示しいただけるようなことにしていただけたらと思います。

〈なし〉

#### 〈本市における法令遵守の取組について〉

**委員（多賀信祥君）**      ご説明いただきました。

追加で質問させていただきたいのが、今ご説明いただいた中で言うと、職員の皆さんが業  
務に当たっているときに市民から受けるハラスメントといいますか、他市の事例で言います  
と居座り行為であったり不当要求であったりというところがあるんですけど、井原市につい  
てはそれに対する対策というか、規定というものはありますか。職場ということではなく  
て、例えば我々議員も含めて市民、議員からの不当要求等です。

**総務部次長（西村直樹君）**      ただいま説明をさせていただいた以外に、本市では不当要求  
等の防止に関する要綱というのをまた別に定めております。こちらの要綱のほうには、暴行  
とか威圧的言動、その他、不当な手段により本市に対して公正な職務の遂行を損なうおそれ  
がある行為、そういった要求に対して組織として取り組むことを定めているところでござい  
ます。

**委員（多賀信祥君）**      定めがあるということで一応想定はされているということであろ  
うかと、実態がどうかというのは分かりませんが。これも行政視察先で研修の中で伺ったん  
ですけど、それは条例をつくってコンプライアンス・マネージャーということで法令遵守一  
般に対して相談できる体制づくりをされている市があるように聞いておりますが、井原市で  
はその検討をされた経緯、今後とかということがあれば伺えればと思います。

**総務部次長（西村直樹君）**      本市では、委員の皆さん方が先進地へ行政視察された市の事  
例のようなコンプライアンス・マネージャーは設置はしていないところでございます。ま  
た、これまでもそういった職員を検討したこともございませんが、今後そういった先進地の  
事例などを参考に研究してまいりたいと考えております。

**副委員長（三宅孝之君）**      まず、1ページの1枚目です。

不正行為の防止について①番と書かれてある4行目、①からすると3行目、実務的には両

者を特に区別することなく取り扱っているとされています。この両者というのは通報できる者と、通報者の保護でよろしかったですか。

**総務部次長（西村直樹君）** 失礼いたしました。両者といいますのは、申し訳ございません、公益通報と内部通報ということで特に区分してはいないというようなことで説明させていただきました。

**副委員長（三宅孝之君）** ありがとうございます。

不正行為の防止についてなんですけども、そこには通報者の保護がほとんどの目的なのか、丁寧に書かれてあるんですけども、不正行為の防止について、通報だけが防止なのか、ほかには不正行為の防止について通報以外に何か取組されていることというのはないということですか。どんなんですか、その辺お聞かせください。

**総務部次長（西村直樹君）** 不正行為の防止の取組としましては、各種の研修により取り組んでいるところでございます。

**副委員長（三宅孝之君）** そうですね。そのとおりですね。通報だけでは取組はできないと思うんですけども。

それはそれとして、パワーハラスメントについてお聞きするんですけども、2020年、令和2年6月1日から、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。パワーハラスメント防止措置が義務となったんですけども、本市ではその防止措置というのはつくられているのでしょうか、その辺伺います。

**総務部次長（西村直樹君）** ハラスメントに対する防止措置でございますが、こちらのほうはそれぞれパワーハラスメント、それからセクシュアルハラスメント、それから妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメント、そういった各種のハラスメントに対する防止等に関する要綱を制定しまして対応しているところでございます。

**副委員長（三宅孝之君）** 最後は、作成……。

**総務部次長（西村直樹君）** 要綱を制定しまして、取り組んでいるところでございます。

**副委員長（三宅孝之君）** この防止措置が義務となったときに、3つの要素全てを満たすものと書かれています。それは何かといいますと、1つは優越的な関係を背景とした言動、それから②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動、③労働者の就業環境が害されるとされています。そういったところ辺を今入れて取り組んでいるということとして捉えてよろしいでしょうか。

**総務部次長（西村直樹君）** 先ほど委員のほうからご説明ございました。優越的な関係を背景として行われる、それから業務上必要な、そういったパワーハラスメントに対して取組をしているところでございます。

**副委員長（三宅孝之君）**      ありがとうございました。

パワーハラスメントで一番大事なことは、された側が相談できる窓口が必要だと言われています。そういった相談窓口っていうのはこの職場にはあるんでしょうか。

**委員長（荒木謙二君）**      総務課職員係と答えてある。

**副委員長（三宅孝之君）**      ありました、ありました。その相談窓口が大事だと言われているんですけども、大体今年度どれぐらいあったか教えていただけたらと。

**総務部次長（西村直樹君）**      ハラスメントの状況、件数でございますが、その点につきましては人事管理に係る事務でございます、公正、円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがございますので、ここでの答えは控えさせていただきたいと思います。

**副委員長（三宅孝之君）**      そういったところ辺の人事に関わることで、それが不利益な取扱いにならないようにぜひ行っていただきたい。どちらにしても、相談された側にしても、相談されてそこから出てくる人に対してもいろいろなハラスメントがあると思いますので、そういったことを注意しながら考えていってほしいなというふうに思います。

**委員（上野安是君）**      今、相談件数が公表できないと言われた意味がよく分かんのですけど、私は。なぜというのがちょっと。今質問しましたけど、副市長が答えてくれるのかな。

**総務部次長（西村直樹君）**      すいません。繰り返しの答えになろうかと思いますが、ハラスメントにつきましの相談件数は人事の管理に係る事務でございます。そういったことから、公正、円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがございますので、この場での回答は控えさせていただきますというふうなことで、申し訳ありません。

**委員（上野安是君）**      答えを保留にします。ちょっとよう分かん、何を言ようったんか。副市長に答えてくれと言ったけど、答えてくれんでもいいです。何を言っているのかよく分かん。

**副市長（猪原慎太郎君）**      先ほど総務部次長がお答えしたとおりでありまして、要は内部に関する重要事項といいますか、公表すべきでない事項に該当するという意味で、総務部次長がお答えしたところであります。そういったことが実際起こって、それなりの事件として発展して、例えばそれに対する処分とかそういったことが行われて、その処分自体が公表すべきものに該当すれば当然そういった公表はすることになりますけれども、今の状況、今例えばどういったところで起きているのか、どんなハラスメントが起きているのか、何件あるのかとか、そういったことについてはお答えはしないといいますか、控えさせていただいているという意味で総務部次長が申し上げたということでありまして。

**委員（上野安是君）**      深い数字を聞きたいとか内訳を聞きたいとかという話ではなくて、

実際にでも相談が１００件あったんか、１万件あったんか、５万件あったのか、それだけのことじゃねえんかなと思うて。じゃあ、その数字を聞いてどうするんだっていう話にはなりませんけど、何か違和感が非常にありました。もう質問を打ち切ります。

委員長（荒木謙二君） よろしいですか。

委員（上野安是君） はい、よろしいです。

#### 〈なし〉

委員長（荒木謙二君） 本件については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして慎重にご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

様々な角度からいろんなご意見、ご提言をいただいております。今議会を通じていただいております皆様方からのお声につきましては、今後の市政に反映していきたいと思っております。

なお、明日は予算決算委員会でございます。引き続き慎重にご審議をお願いしたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

委員長（荒木謙二君） 執行部の皆様には大変ご苦勞さまでした。

#### 〈休憩中、執行部退席〉

委員長（荒木謙二君） 休憩前に引き続き、所管事務調査事項のシティプロモーション事業についてと、本市における法令遵守の取組についての今後の進め方を委員の皆様にご協議いただきたいと思います。

委員（多賀信祥君） シティプロモーション事業については、現段階のものを聞けたので、この定例会でいいと思います。

法令遵守についても、この定例会のみなんですけど、先ほど上野委員の質問に対して言うと、今後どうするかについては先ほど結論を言いましたけど、我々委員会として調査する中で課題を探ろうとしているのに、他市行政視察へ行けば、言っていただけの情報を閉ざされると調査にならなかったという感想です。

なので、継続調査するという意味じゃないですけど、いずれどこかでまたということかな

と思います。

**委員（山下憲雄君）** シティプロモーション事業について、計画なりを事業者と交わしているのがあれば見てほしいと私が聞いたときに、外部に漏らしてはいけないことなどがあるので、そういった意味で聞きに来たらお渡ししますけれどもという返事があったことについてはちょっと意味がよく分からないんですけれども、この辺も個別に聞けばいいのか、所管事務調査の今後の中で捉まえて、また次年度には令和7年度以降の債務負担行為を3年ぐらいかけてくる可能性もあると思いますので、確認を取っていく必要があるんじゃないかと思います。

**委員（上野安是君）** どちらの所管事務調査も、もうここで終わりということで、また何かあれば上げればいいんですけど、先ほど山下委員が言われた、そこも秘密というか、いろいろイベントをしようと思ったときに、それが外部に漏れたらいけんけえ、競争何とかかんとかの関係でオープンにできないという意味含めて、そうなんでしょう。それから、どこまでマル秘になるか分からないみたいな意味なんでしょうけど、そこはちょっと理解はしたんです。だけど、聞きに来いというのがどうもおかしな話で、聞きに行つて教えてくれるんだつたら、この委員会で言ってくれていいんじゃないのかみたいな。確かにこの委員会は公開しとるからというところを含めて。じゃからその辺も何か今回の答弁はあやふやだったなという印象がありまして。感想を言いましたけど。

**委員長（荒木謙二君）** お三方のご意見が出たんですが、今日のところはたちまち所管事務調査としては、2つのシティプロモーション事業、そして法令遵守については終わりますが、今後何かあったときには、改めて委員会として所管事務調査で上げるというふうなことでよろしいでしょうか。

#### 〈異議なし〉

**委員長（荒木謙二君）** それでは、そのように取り扱わせていただきます。

#### 〈その他〉

**委員（多賀信祥君）** すいません。委員会の所管事務調査ですから、先ほど出ましたが、これじゃあ次につながらんという回答もあったかと思いますので、そちらについては委員長のほうから、具体的に言えばさっきの件数、我々が行政視察行つて教えていただけるようなことは教えていただきたいと思うんです。そのことを申入れをしていただきたい。

〈休憩中、ハラスメントの相談件数とシティプロモーション事業の計画の公表について、  
委員長から執行部へ確認を行うことに決定〉

〈議長あいさつ〉

委員長（荒木謙二君）      以上で総務産業委員会を閉会いたします。